

一般廃棄物処理施設等における指定管理者制度導入に際しての留意事項
(平成18年1月23日、
全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議資料)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づく指定管理者制度については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」(平成15年7月17日付け総行第87号総務省自治行政局長通知。以下「総務省通知」という。)が示されているところであるが、一般廃棄物処理施設及び、浄化槽の管理に関係し、これまで幾度かの疑義照会等があったことを踏まえ、今般下記のとおり留意事項を取りまとめたので、執務の参考とされたい。

記

第一 一般廃棄物処理施設について

1 一般廃棄物処理施設における指定管理者制度の適用

(1) 「公の施設」の該当性について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって、市町村が設置するもの(以下「一般廃棄物処理施設」という。)については、当該地方公共団体の区域内の住民の一般廃棄物の処理の用に供しない等の特段の事情がない限り、地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」に該当しうるものと考えられるが、個々具体的な一般廃棄物処理施設が公の施設に該当するか否かについては、廃棄物の種類、排出元、住民の利用形態及び附帯施設の有無その他当該一般廃棄物処理施設の実情等に照らし、市町村において個別に判断されたいこと。

(2) 指定管理者制度の適用範囲

一般廃棄物処理施設の運転、保守点検、補修等の維持管理について、指定管理者制度を導入することが可能であること。なお、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行う等一般廃棄物処理施設への指定管理者制度の適用は、当該施設の管理の内容に応じ、市町村の判断で柔軟に実施しうること。

なお、指定管理者が行う管理はあくまで「施設の管理」とどまるものである。すなわち、廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項等の規定に照らし市町村に存する区域内の一般廃棄物の処理責任を何ら変更するものではなく、市町村は、一般廃棄物処理計画の策定、同計画に沿った一般廃棄物の処理及び委託基準に従った委託、一般廃棄物処理業の許可等、引き続き一般廃棄物処理事業の的確な運営等に努めなければならないこと。

2 一般廃棄物処理施設において指定管理者制度を適用する場合の手続

(1) 条例の制定

指定管理者制度を適用する場合には、条例において、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている（地方自治法第244条第3項及び第4項）ところであり、一般廃棄物の適正な処理を確保する観点から、指定の手続等を定めるに当たっては以下の事項に留意されたいこと。

① 指定の手続

申請の方法、選定基準等について定めることとなるが、指定管理者の選定基準として、施設の維持管理を効率的に行うことができる技術的な能力を考慮すべきであること。

② 管理の基準

廃棄物処理法第8条の3に適合する施設の維持管理が行われるよう基準を定めることが必要であるほか、施設の処理能力の確保、排ガス・排水等の管理等に関する基準を定める等により、区域内の一般廃棄物の処理に支障が生じないようにされたいこと。

③ 業務の具体的範囲

1(2)を踏まえた上で、各施設の目的や態様等に応じて指定管理者が行う具体的な業務の範囲を定めること。

(2) 指定管理者の指定、監督等

1(2)を踏まえた上で、指定管理者の指定を行うとともに、一般廃棄物処理施設の管理に関し、地方自治法第244条の2第10項に基づく報告徴収、実地調査、指示等を的確に行い、一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう必要な監督を行うこと。

3 適切な管理を確保するための留意事項

一般廃棄物処理施設に指定管理者制度を適用するに当たっては、市町村には区域内の一般廃棄物の処理責任が存することを踏まえ、指定管理者への監督を的確に行うことができるような体制を確保されたいこと。

なお、施設の事故等緊急時、異常時における指示等の対応についてあらかじめ検討をしておくことが適切であること。

第二 浄化槽について

1 浄化槽における指定管理者制度の適用

(1) 「公の施設」の該当性について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する浄化槽であって、地方公共団体が設置するもの（以下「浄化槽」という。）については、当該地方公共団体の区域内の住民の利用に供しない等の特段の事情がない限り、地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」に該当しうるものと考えられるが、個々具体的な浄化槽が公の施設に該当するか否かについては、汚水の種

類、排出元、住民の利用形態及び附帯施設の有無その他当該浄化槽の実情等に照らし、地方公共団体において個別に判断されたいこと。

(2) 指定管理者制度の適用範囲

浄化槽の管理について、指定管理者制度を導入することが可能である。なお、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行う等、浄化槽への指定管理者制度の適用は、当該浄化槽の管理の内容に応じ、地方公共団体の判断で柔軟に実施しうること。

なお、総務省通知において、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、指定管理者に行わせることはできないとされていること。

2 指定管理者制度を適用する場合の手続

(1) 条例の制定

指定管理者制度を適用する場合には、条例において、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている（地方自治法第244条第3項及び第4項）ところであり、浄化槽の適正な維持管理を確保する観点から、指定の手続等を定めるに当たっては以下の事項に留意されたいこと。

① 指定の手続

申請の方法、選定基準等について定めることとなるが、指定管理者の選定基準としては、浄化槽法に定める浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等を行うことができる能力（浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃を浄化槽保守点検業者若しくは浄化槽管理士又は浄化槽清掃業者に委託する場合にあっては、これらの者との連携の状況を含む。）を考慮すべきであること。

② 管理の基準

浄化槽法に規定される維持管理が適正に行われるよう基準を定めることが必要であること。

③ 業務の具体的範囲

各浄化槽の目的や態様等に応じて指定管理者が行う具体的な業務の範囲を定めること。

なお、浄化槽法第10条第3項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者又は浄化槽管理士に、浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することは差し支えないものであること。

また、その際には、業務を適正に行うことが可能な者によって、業務が確実に行われるような内容とすべきであること。

(2) 指定管理者の指定、監督等

1 (2) を踏まえた上で、指定管理者の指定を行うとともに、浄化槽の管理に関し、地方自治法第244条の2第10項に基づく報告徴収、実地調査、

指示等を的確に行い、浄化槽の適正な維持管理が確保されるよう必要な監督を行うこと。

3 適切な管理を確保するための留意事項

施設の事故等緊急時、異常時における指示等の対応についてあらかじめ検討をしておくことが適切であること。

4 公の施設内の浄化槽の管理について

地方公共団体が設置した体育館等の公の施設に指定管理者制度が適用される場合においても、当然のことながら、当該施設内の浄化槽の維持管理が適正に行われるべきであること。

そのため、1のとおり、指定管理者制度を導入することが可能であるほか、指定管理者制度を活用することなく業務委託を行うことも可能であることを踏まえ、当該浄化槽の管理への指定管理者制度の適用について地方公共団体において判断すること。

さらに、当該制度を適用する場合については、2及び3のとおり、指定管理者制度の選定基準、管理の基準、指定管理者の監督等について十分留意されたいこと。

第三 指定管理者制度と下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という。）との関係について

指定管理者に公の施設の管理を行わせようとする場合には、合特法の趣旨に鑑み、市町村において一般廃棄物処理業等の転換のための業務（以下「転換先の業務」という。）との関係をあらかじめ精査し、同法第1条に規定する目的に照らし、指定管理者制度の適用によって合理化事業の円滑な遂行に支障が生ずることのないよう、十分な調整、検討を行われたいこと。

市町村において、転換先の業務について、指定管理者の行う「業務の範囲」からははずす等により指定管理者制度を適用する場合にあっては、あらかじめ、合特法第4条第1項に規定する合理化事業計画の変更を行い、当該業務を合理化事業計画の対象からははずすことが必要となることに留意されたいこと。

【解説】

1. 趣旨

○昨今、市町村における指定管理者制度の導入が進められていることに伴い、市町村や事業者から都道府県を通じ、廃棄物処理法や浄化槽法に関連する問い合わせ等が幾たびかありました。

○こうしたことから、1月23日に都道府県及び政令指定都市の環境行政担当部局

長会議が開催の機会にこうした問い合わせ等に対する回答を集約し、一般廃棄物の適正な処理の確保及び浄化槽の適正な維持管理の確保と合致した形での指定管理者制度の導入につながるようにという観点から、市町村における留意事項をまとめ、提示しました。

2. 一般廃棄物処理施設について

(1) 「公の施設」の該当性

○地方自治法の解説本等に示されている「公の施設」の考え方や、下水道の終末処理場が「公の施設」に該当するなどどのような施設が「公の施設」に該当するとされているかといったことを考慮しますと、一般論としては、市町村の一般廃棄物処理施設は、通常は「公の施設」に該当しうるものと考えられます。

○しかし、実際に個別の市町村の一般廃棄物処理施設が「公の施設」に該当するかどうかについては、それぞれの施設の実情等に照らし市町村において最終的に判断していただくものです。

(2) 指定管理者制度の適用範囲

○指定管理者制度の導入の意義は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用することにあると考えられます。一般廃棄物処理施設の運転等の維持管理については、地元の民間企業やプラントメーカー等の関連会社への業務委託が行われ、既に民間（民間企業）の能力が活用されているケースがあります。民間の能力活用という点からは、指定管理者制度の導入に加え、既に行われている民間企業への業務委託も有効な方法と考えられます。

○なお、指定管理者の仕事は「公の施設の管理」であって、廃棄物処理法に定められている市町村の一般廃棄物の処理責任が市町村から指定管理者に移動するということはありません。

(3) 指定管理者制度を適用する場合の手続き

○地方自治法において、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされています。「公の施設」である一般廃棄物処理施設に指定管理者制度を導入する場合には、一般廃棄物処理施設の安全で安心な維持管理が確保されることが必要不可欠です。

○このため、指定管理者制度を導入する市町村においても、一般廃棄物処理施設の安全で安心な維持管理の確保が図られるように留意し、指定の手続き等の事項を条例に定めることが求められます。

3. 浄化槽について

(1) 「公の施設」の該当性

○市町村等地方公共団体が設置する浄化槽については、「公の施設」に該当しうるものと考えられますが、実際に個別の市町村の浄化槽が「公の施設」に該当するかどうかについては、市町村において最終的に判断していただくものです。

(2) 指定管理者制度の適用範囲

○指定管理者制度の導入の意義は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用することにあると考えられます。浄化槽の清掃及び保守点検については、地元の民間企業への業務委託が行われ、既に民間（民間企業）の能力が活用されています。民間の能力活用という点からは、指定管理者制度の導入に加え、既に行われている民間企業への業務委託も有効な方法と考えられます。

(3) 指定管理者制度を適用する場合の手続き

○地方自治法において、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされています。「公の施設」である浄化槽に指定管理者制度を導入する場合には、浄化槽の適正な維持管理が確保されることが必要不可欠です。

○このため、指定管理者制度を導入する市町村においても、浄化槽の適正な維持管理の確保が図られるように留意し、指定の手続き等の事項を条例に定めることが求められます。

4. 合特法について

○市町村は、合特法の目的に照らし、指定管理者制度の適用によって合理化事業の円滑な遂行の妨げにならないようにすることが必要です。